

補聴器購入費助成金制度が平成 25 年度から改正されます

三重県では 18 年度より、就学前の中度難聴児を対象に補聴器購入費用の助成を行っており、25 年度から一部要件を改正します。助成制度の内容は次のとおりです。

補助対象者	18 歳未満の児童で、原則として 40 デシベル以上 70 デシベル未満の中度難聴児 (身体障害者手帳が交付されない難聴児)
補助内容	補聴器の購入費用の 3 分の 1 (但し、片耳の場合 25,000 円、両耳の場合 50,000 円を限度とする)
補助回数	3 回を限度 (申請は、新規または前回の申請から 5 年を経過していることとする。ただし、聴力の低下が著しいなど補聴器を更新しないと生活に支障を来すと判断される場合はこの限りでない。)
所得制限	父及び母等児童の保護者の所得の合計額が 650 万円未満
確認検査を行う指定医療機関	国立大学法人三重大学医学部附属病院 独立行政法人国立病院機構三重病院
必要書類	申請書をご覧ください
提出先	津市一身田大古曾 694-1 三重県児童相談センター TEL 059-231-5669
助成開始日	平成 25 年 4 月 1 日購入分より

お問い合わせ先 三重県児童相談センター きこえの相談

TEL 059-231-5669

FAX 059-231-5904

三重県健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課

発達支援体制整備班

TEL 059-224-2247

FAX 059-224-2270